

とちぎ e スポーツフェスタ開催費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 とちぎ e スポーツフェスタ開催費補助金は、民間企業又は団体のうち、別に実施する事業計画の募集及び選定において採択された者が、e スポーツを活用し、交流人口の拡大及び地域活性化を図ることを目的とした e スポーツイベント「とちぎ e スポーツフェスタ」の開催に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助するものとし、その交付については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則第 33 号。以下「規則」という。）及び補助金等の名称等を定める告示（昭和 47 年栃木県告示第 354 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「e スポーツイベント」とは、競技性を有し、対戦を伴うコンピュータゲームを用いた競技大会、体験会、交流会又はこれらに付随する普及啓発活動をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、前条の趣旨に基づき、知事が別に実施する事業計画の募集において採択された民間企業又は団体であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。なお、複数の団体による共同体での申請を可とする。

(1) 代表者、事業担当者及び会計担当者が明確であり、補助対象事業を適切に実施できる体制を有すること

(2) e スポーツイベントの企画又は運営に関する実績を有すること

(3) 栃木県内に本社又は支社を有する者、又は当該者を代表とする共同体であること

2 共同体で申請する場合は、構成員の役割分担を明確にしなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象外とする。

(1) 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号。以下「排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

(2) 暴力団員（排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）を含む者

(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む者

(4) 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

(5) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(6) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、前条の事業計画募集において採択された事業内容に基づき実施される、次に掲げる要件をすべて満たすeスポーツイベントとする。

- (1) 栃木県内に主たる会場を設けて開催されること
- (2) 令和5年度から令和7年度にかけてとちぎeスポーツ地域活性化実行委員会が開催したとちぎeスポーツフェスタの趣旨及び実績を踏まえ、その成果（コンテンツ、関係団体、運営ノウハウ等）を活用又は発展させる内容であること
- (3) 次年度以降の継続的な開催につながる計画を有すること
- (4) eスポーツに初めて触れる来場者でも楽しむことができる普及性を有すること
- (5) 若者等を中心に、県内外から多くの来場者が見込まれること
- (6) 安全対策及び事故発生時の対応体制を有すること
- (7) 使用するゲームタイトル等について、知的財産権及び利用規約を遵守すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象外とする。

- (1) 本制度とは別に、栃木県から補助金等の交付を受けるもの
- (2) 実施形態がオンラインのみであるもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 暴力団等反社会的勢力の利益となるもの
- (5) 公序良俗に反するもの

3 本補助金の交付は、1年度につき1事業者（共同体を含む。）に限るものとする。

(成果指標)

第5条 補助事業者は、事業実施に当たり、次に掲げる指標について目標値を設定しなければならない。

- (1) 来場者数
- (2) 県外来場者の割合
- (3) 配信視聴数（配信を行う場合）
- (4) 広報実績（SNS 発信数等）

(事業の実施期間)

第6条 補助対象事業の実施期間は、交付決定日から翌年の1月末日までとする。

(補助対象経費等)

第7条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費（消費税及び地方消費税を除く）で、別表1に掲げるものとする。

2 別表2に掲げる経費は、補助対象外経費とする。

3 補助対象経費は、補助事業者が第三者に業務を委託した場合においても同様とする。

(補助率及び補助額)

第8条 本補助金の額は、補助対象経費（税抜）に2分の1を乗じた額とし、600万円を上限とする。

2 補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第9条 補助金の交付の申請は、第3条の規定により事業計画が採択された後に行うものとし、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
とちぎeスポーツフェスタ開催費補助金交付申請書	別記様式第1号	1	1 事業計画書	別記様式第2号	1	知事が別に定める日
			2 事業収支予算書	別記様式第3号	1	
			3 企業又は団体の概要	別記様式第4号	1	
			4 共同体構成員表（申請者が共同体である場合）	別記様式第5号	1	
			5 誓約書	別記様式第6号	1	
			6 その他知事が必要と認める書類			

2 補助事業者は、前項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下、「消費税等仕入控除税額という。」）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

3 申請者は、第1項の申請をした事業を効率的かつ効果的に実施するため、知事が補助金の交付を決定する前に事業に着手する必要がある場合には、同項に定める申請から交付決定を受けるまでの期間中において、その理由を記載した事前着手申請書（別記様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けて着手することができる。この場合において、申請者は、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がなされなかった場合も含む。）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知したものとする。

（交付の条件）

第10条 規則第6条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（第11条で定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、別記様式第8号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を附することが

できる。

(軽微な変更)

第 11 条 前条第 1 項第 1 号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の主体、イベント等名称又は実施期間の変更
- (2) 補助金交付申請額の増額又は 20 パーセント以上の減額
- (3) 補助事業に要する経費間の 20 パーセント以上の金額の変更

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況に関し、知事が報告を求めた場合、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 規則第 13 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 報告書の名称	様式	部 数	報告書に添付すべき 書類の名称	様式	部 数	提出期限
とちぎ e スポ ーツフェスタ 開催費補助金 実績報告書	別記様 式第 9 号	1	1 事業結果報告書	別記様式 第 10 号	1	事業の完了した日か ら起算して 30 日以内 又は 1 月末日のいず れか早い日。 ただし、知事が必要 と認める時は、改め て提出期限を定める ことができる。
			2 事業収支決算書	別記様式 第 11 号	1	
			3 領収書等貼付台紙	別記様式 第 12 号	1	
			4 その他知事が必要 と認める書類			

2 第 9 条第 2 項ただし書の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が実績報告をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。

(交付の請求)

第 14 条 規則第 18 条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき 請求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき 書類の名称	部 数	提出期限
とちぎ e スポーツ フェスタ開催費補 助金交付請求書	別記様式第 13 号	1	1 交付決定通知書の写	1	知事が別に定め る日
			2 交付額確定通知書の写	1	
			3 その他知事が必要と認める書類	1	

(概算払)

第 15 条 規則第 19 条の規定により概算払が可能な場合は、知事が別に定めるものとし、提出する書類

は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
とちぎeスポーツフェスタ開催費補助金概算払請求書	別記様式第14号	1	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果の通知書の写し 3 その他知事が必要と認める書類	1 1 1	知事が別に定める日

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 第9条第2項ただし書の規定により消費税等仕入控除税額を減額しないで交付の申請をした者が第13条の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第15号により速やかに報告し、補助金の返還が必要となった場合には、知事の返還命令を受けて消費税等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産の管理等）

第17条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）により取得し又は効用が増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（補助事業の経理等）

第18条 補助事業者は、補助事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも提出できるよう保存しておかななければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年8月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって、その効力を失う。

ただし、同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

[別表 1] 補助対象経費

経費区分	説明
会場設営費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費、器具使用費等
賃金	作業員賃金等、臨時に雇用する者に支払う費用等
旅費	交通費、宿泊費等
報償費	ゲスト等に対する謝金等
広告費	広告宣伝費、立看板費等
印刷製本費	事業実施に必要となる印刷や製本に要する費用
消耗品費	材料費、事務用品費等、事業実施に必要となる消耗品費
会議費	会議に要する会場使用料等
委託費	設営委託費、音響委託費、警備委託費等
保険料	運営スタッフ等に係る傷害保険料、賠償責任保険料等
運送費	備品運搬費等事業に必要な物品等の運送料等
食料費	事業実施に必要となる食料費
その他	その他知事が特に事業実施に要すると認める経費

[別表 2] 補助対象外経費

経費区分	説明
団体運営経費	団体の運営に要する職員人件費、光熱水費、電話代等
社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費	接待費、レセプション、打ち上げなどのパーティーに係る経費等、旅費における特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金）等
その他経費	ガソリン代、賞金、参加賞代、記念品代、個人への花束代等、その他知事が不適当であると認める経費